

公 告

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚・大型魚）に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年6月29日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第1 くろまぐろ（小型魚）（令和8年4月～令和9年3月）

- 1 都道府県漁獲可能量について、本県に定められた数量
64.0トン
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
宮城県くろまぐろ（小型魚）漁業	60.6トン
県留保枠	3.4トン

第2 くろまぐろ（大型魚）（令和8年4月～令和9年3月）

- 1 都道府県漁獲可能量について、本県に定められた数量
78.7トン
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
宮城県くろまぐろ（大型魚）漁業	77.6トン
県留保枠	1.1トン